

おくやみ後の手続きにお役立てください

おくやみハンドブック

市役所での主な手続きについてご案内しています

お葬式を終えて、落ち着かれてから、おくやみハンドブックで必要な手続きを確認し、「おくやみコーナー」または最寄りの各支所（上野支所以外）で手続きをお願いします。

ご遺族の負担を少しでも減らすよう、手続きのお手伝いをいたします

「おくやみコーナー」のご案内【予約制】

ご利用日の3日前(土日祝日を除く)までに以下の時間でご予約下さい

①午前10時～ ②午後1時30分～ ③午後3時～

☎ **0 5 9 5 - 4 1 - 2 5 3 3**

受付時間：平日 午前9時～午後4時

「おくやみコーナー」設置場所

〒518-8501 伊賀市四十九町3184
伊賀市役所2階9番窓口（最終ページ参照）

- 「おくやみコーナー」では、手続きに必要な情報（亡くなった日、亡くなった方及び届出人等の氏名・住所・生年月日・連絡先等）を関係各課と共有します。このことに同意いただけない場合は「おくやみコーナー」の利用はできません。
- 手続きの内容によっては、後日改めて来庁いただく場合があります。
- 直接、本庁の担当課や各支所(上野支所以外)で手続きをすることもできます。

【担当】人権生活環境部 住民課 生活安全係「おくやみコーナー」

伊賀市

ご遺族へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、さまざまな手続きが生じてくるかと存じます。

市への申請や届出等の手続きのために「おくやみハンドブック」をお役立てください。

また、手続き等のお手伝いやご案内をさせていただくための『おくやみコーナー』を市役所の本庁舎に設置しています。

手続きに要するご負担の軽減にどうぞご利用ください。

伊賀市長 岡本 栄

《おくやみハンドブックに記載の主な手続き》

《ページ》

・ おくやみ後の手続きにお持ちいただくもの	2
・ 委任状【死亡に関する手続き用】	3
・ 相続人一覧表	4
・ 市役所での主な手続き一覧	5～14
・ 市役所以外で行う主な手続き一覧	15～17
・ 各支所連絡先	18
・ 伊賀市役所 1 階・ 2 階フロア案内図	裏面

おくやみ後の手続きにお持ちいただくもの

5ページ以降の手続き一覧に手続きの主な内容・手続きに必要なもの・担当窓口等を記載しています。必ずご確認をいただいたうえで、手続きにお越しください。

《亡くなられた方のもの》		※見当たらない場合など、お持ちいただけなくても状況に合わせてご案内いたします。
☐	年金証書（振込通知書など、年金番号のわかるものでも可） または年金手帳（基礎年金番号通知書）	
☐	印鑑登録証、住民基本台帳カード（作成されている場合）	
☐	個人番号カード（マイナンバーカード）または個人番号通知カード	
☐	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは 国民健康保険加入者全員の被保険者証 ※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 等	
☐	介護保険被保険者証	
☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費受給者証	
☐	福祉医療費受給資格証 （子ども、一人親家庭等、障がい者）	
☐	その他、市役所から交付された証書類	

《ご遺族のもの》	
☐	お越しいただく方(届出人)の本人確認書類 ・写真付きのもの（１点） ※個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、パスポート、障害者手帳など ・写真付きのものがいない場合は、次のものから２点 ※健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など
☐	預貯金通帳（相続人および喪主のもの） ※振込先の口座変更、葬祭費、国民年金請求などの申請に必要
☐	委任状 ※３ページの委任状は【死亡に関する手続き用】です。手続きによって委任者や委任事項が異なりますので、詳しくは担当課へお問合せください。 ※国民健康保険の手続きを別世帯の人がされるときは、新しい世帯主からの委任状が必要になる手続きがあります。手続き一覧をご確認ください。

記入される前に下記をお読みください。

必ず委任者(頼む方)が、すべてを自書及び押印し原本を提出してください。

※ 印のない場合は、委任者の本人確認書類（顔写真あり1点、顔写真なし2点）の提示が必要です。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合があります。

連絡先電話番号は、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

※ 委任状の効力は、作成日より3カ月以内です。

委 任 状

(宛先) 伊賀市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

印

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号

—

—

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、
次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

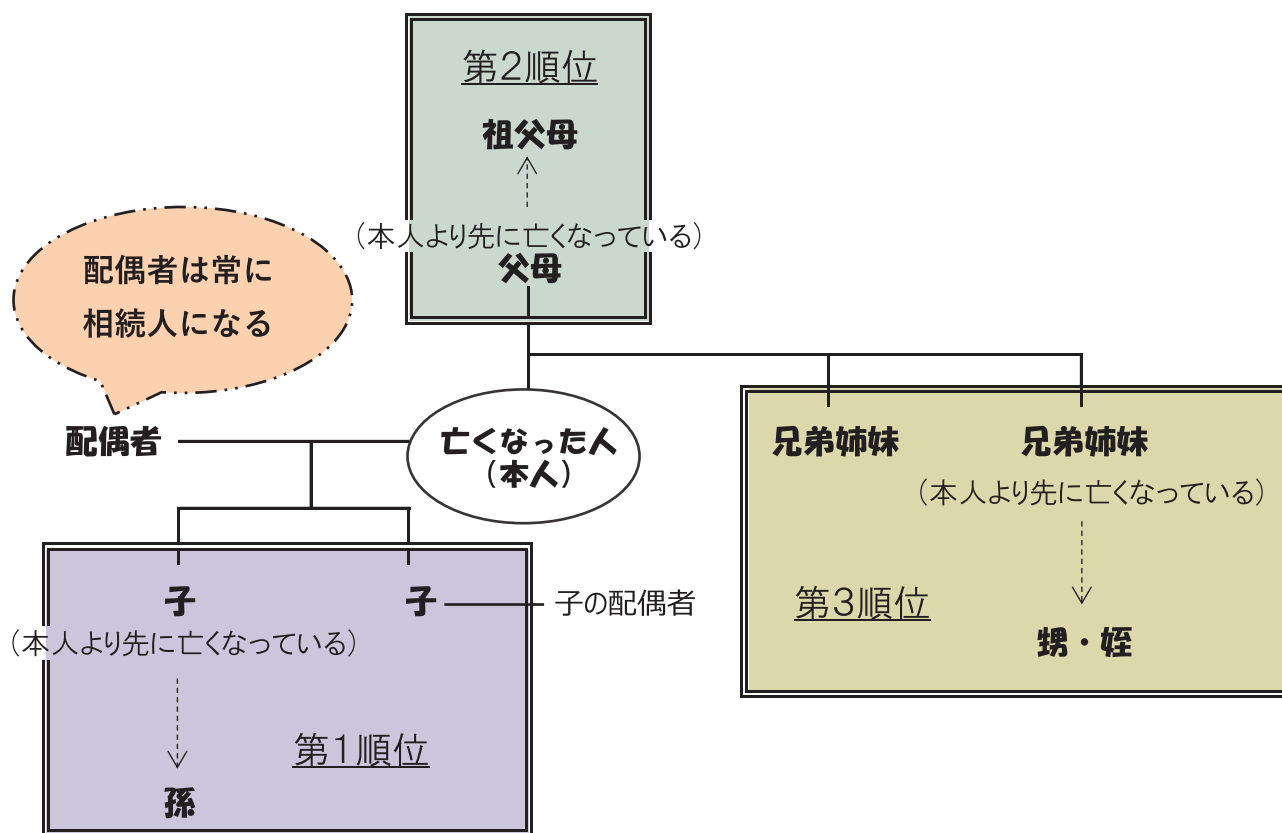
- ☐ 未支給年金又は遺族年金の請求及び手続きに必要となる戸籍(除籍)、
改正原戸籍の謄(抄)本、住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
(※ただし、委任者は年金受給権利のある人に限ります)
- ☐ 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税(市
県民税・軽自動車税・国民健康保険税)に関する手続き
- ☐ その他、下に記載する権限 (この委任状で交付申請や手続き等ができないものがあります)

市役所(各支所)での 「おくやみ後の手続き」を行う法定相続人

「おくやみ後の手続き」を行う法定相続人とは

市役所(各支所)での各種手続きや通知先として相続人を代表する方です。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

おくやみ後の手続きは、主に法定相続人のいずれかの人に、相続人の代表として手続きを行っていただきますが、下記の図のとおり配偶者以外の法定相続人には第1順位から順番があります。このため、手続きを行う代表者によっては**委任状**が必要になる場合があります。また、請求者自身からの手続きが必要な場合があります。詳しくは、手続き一覧をご覧ください、ご不明な点は担当課へお問合せください。



相続人になる順番

配偶者・子がいる場合 …………… 第1順位 【 配偶者と子 】



子・孫がない場合 …………… 第2順位 【 配偶者と本人の父母 】



本人の父母がない場合 …………… 第3順位 【 配偶者と本人の兄弟姉妹 】

市役所での手続き一覧（お亡くなりになった後の、一般的なお手続きについてのご案内）

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
住民登録	☐	住民票上の世帯主の方が亡くなったとき	◆世帯主の変更 亡くなった人の配偶者、配偶者がいない場合はその世帯の年長者から職権で世帯主にさせていただきます。他の方への変更が必要な場合は、世帯主変更の手続きをしてください。	市が定めた世帯主から変更するとき、まずは、住民課へお問合せください。 ○届出人の本人確認書類 ○委任状（届出人が亡くなられた方と別世帯の場合） ○印鑑	【住民課】 本庁舎 1 階 13番窓口 (発券機あり) ☎(0595) 22-9645 証明発行 10番窓口 (発券機あり)
印鑑登録証等	☐	印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードを持っている	◆返納または廃棄 ※いつでも	○印鑑登録証 ○住民基本台帳カード ○マイナンバーカード マイナンバーカード及びマイナンバー通知書は、市役所以外の手続きで個人番号が必要となる場合があります。半年を目安に保管したあと返納または廃棄してください。	【各支所】 (上野以外)
保険	☐	国民健康保険に加入している	◆保険者証返還 ◆資格喪失届 ◆保険者証の世帯主変更届 ◆限度額適用認定証等の返還 ※14日以内	○国民健康保険被保険者証 ○各種認定証（該当者のみ） 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受領証 等 ・世帯主の方が亡くなった場合は、世帯員の国民健康保険被保険者証及び各種認定証等を一緒にお持ちください。 ・別世帯の方が手続きする場合は、新しい世帯主からの委任状が必要です。	【保険年金課】 本庁舎 1 階 2 番窓口 (発券機あり) ☎(0595) 22-9659 【各支所】 (上野以外)
			◆葬祭費支給申請 ※2年以内	○葬祭費を支給するための喪主の通帳等振込先口座がわかるもの ○会葬礼状、領収書等 (喪主であることが確認できるもの)	
			◆高額療養費支給申請にかかる療養費に関する申出書	○届出人の本人確認書類	
	☐	亡くなられた方が国民健康保険に加入している方の世帯主である	◆保険者証の世帯主変更届 ※14日以内	○届出人の本人確認書類 ・別世帯の方が手続きする場合は、新しい世帯主からの委任状が必要です。	

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
保 険	☐	後期高齢者医療保険 に加入している	◆保険者証返還 ◆限度額適用認定証 等の返還	○後期高齢者医療被保険者証 ○各種認定証（該当者のみ） [限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 等	【保険年金課】 本庁舎 1 階 2 番窓口 (発券機あり) ☎(0595) 22-9660
			◆葬祭費支給申請 ※ 2 年以内	○葬祭費を支給するための喪主の 通帳等振込先口座がわかるもの ○会葬礼状、領収書等 (喪主であることが確認できるもの)	
			◆高額療養費振込先 口座変更・支給申請 ※ 2 年以内	○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
			◆送付先の変更	○届出人の本人確認書類	
			◆保険料還付口座の 登録 ※ 2 年以内	○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
福 祉 医 療	☐	福祉医療費の受給資 格がある (医療費助成)	◆資格喪失届	○受給資格証	【各支所】 (上野以外)
			◆資格変更申請	○届出人の本人確認書類 「子ども」「一人親家庭等」の受給 資格がある方は保険年金課へお問 合ってください。	
			◆送付先の変更	○届出人の本人確認書類	
			◆医療費助成振込先 口座変更	○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
保 険	☐	全国保険協会等、国 民健康保険以外に加 入している	各協会、事業所へお問合せください		
年 金	☐	国民年金に加入して いる	◆遺族基礎年金請求 ◆死亡一時金請求 ◆寡婦年金請求	○亡くなられた方の状況に応じて異な ります。状況に応じてご案内いたし ます。	【保険年金課】 本庁舎 1 階 2 番窓口 (発券機あり) ☎(0595) 22-9659 【各支所】 (上野以外)

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
年金	☐	国民年金を受給している	◆未支給年金請求 (生計を同じくしていた配偶者、子、父母等の順位で3親等内の親族) ◆遺族基礎年金請求 ※速やかに	○亡くなられた方の年金証書または年金手帳(なくても可) ○亡くなられた方との関係がわかる 戸籍謄本または抄本 ○請求者の本人確認書類 ○請求者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード ○請求者の通帳等振込先口座がわかるもの ○生計同一関係に関する申立書(別住所の場合) ○死亡診断書の写し	【保険年金課】 本庁舎1階 2番窓口 (発券機あり) ☎(0595) 22-9659 【各支所】 (上野以外)
	☐	厚生年金を受給している	◆未支給年金請求 (生計を同じくしていた配偶者、子、父母等の順位で3親等内の親族) ◆遺族厚生年金請求 ※速やかに	○亡くなられた方の年金証書または年金手帳(なくても可) ○亡くなられた方との関係がわかる 戸籍謄本または抄本 ○請求者の本人確認書類 ○請求者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード ○請求者の通帳等振込先口座がわかるもの ○生計同一関係に関する申立書(別住所の場合) ○死亡診断書の写し	【日本年金機構 津年金事務所】 ☎(059) 228-9112 自動音声①⇒② [住所] 〒514-8522 津市桜橋3丁目 446-33 【ハイトピア伊賀 年金相談会】 第1水曜及び 第3金曜日 要予約 【名張産業振興セン ターアスパア年金相 談会】 第2及び第4火曜日 要予約 ☎(059) 228-9112 自動音声①⇒②
	☐	共済年金を受給している	各共済組合へお問合せください。		
	☐	企業年金を受給している	各企業年金基金または企業年金連合会へお問合せください。 (企業年金 コールセンター ☎0570-02-2666)		
	☐	恩給を受給している	総務省恩給相談窓口へお問合せください。 ☎03-5273-1400		
		農業者年金を受給している	農業者年金を受給している	農業委員会事務局またはお近くのJAいがふると各支店へお問合せください。	【農業委員会 事務局】 本庁舎3階 6番窓口 ☎(0595) 22-9720

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
介護	☐	65歳以上または介護認定を受けている	◆保険者証等の返還 ◆送付先変更届 亡くなられた方の住所以外へ送付の場合 ◆高額介護サービス費の振込先口座変更 ※2年以内 ◆保険料還付口座の届出 ※2年以内	○介護保険被保険者証 ○負担割合証、負担限度額認定証(該当者のみ) ○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	【介護高齢福祉課】 本庁舎1階 8番窓口 ☎(0595) 26-3939
	☐	介護認定の申請中である	◆申請の取り下げまたは審査の継続確認	確認させていただきたいことがあります。介護高齢福祉課へお問合せください。	【各支所】 (上野以外)
	☐	介護用品(紙おむつ等)購入費の給付を受けている	◆介護用品購入費給付口座の届出	○通帳等振込先口座がわかるもの	【介護高齢福祉課】 本庁舎1階 8番窓口 ☎(0595) 22-9634
高齢者	☐	緊急通報装置を貸与されている	◆緊急通報装置の撤去	撤去工事についての調整が必要となります。連絡先を介護高齢福祉課へお伝えください。	【介護高齢福祉課】 本庁舎1階 8番窓口 ☎(0595) 22-9634
	☐	ひとり歩き高齢者等見守り支援GPS端末または、見守り安心シールを使用している	◆GPS端末利用廃止の届出 ◆未使用の見守り安心シールの返却	○利用廃止の届出後に、GPS端末を業者に返却する。 ○未使用の見守り安心シール(担当課へ返却)	【各支所】 (上野以外)
障がい	☐	障害者手帳をもっている	◆手帳の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※14日以内	○障害者手帳 ○届出人の本人確認書類	【障がい福祉課】 本庁舎1階 6番窓口 ☎(0595) 22-9656

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
障がい	☐	自立支援医療受給者証をもっている	◆受給者証の返還 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	○自立支援医療費受給者証 ○届出人の本人確認書類	【障がい福祉課】 本庁舎 1 階 6 番窓口 ☎(0595) 22-9656 【各支所】 (上野以外)
	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している	◆資格喪失届 ◆未支払金請求 過払い分を返還いただく場合があります	○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
	☐	三重県心身障害者扶養共済制度に加入している	扶養共済に加入している方(保護者)が亡くなったとき ◆年金給付請求 ◆年金支払口座振替依頼書 ※3年以内	○届出人の本人確認書類 ○加入証書 ○加入者(保護者)の死亡診断書 ○加入者の住民票除票 ○障がい者の住民票 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
			扶養共済を受給している方が亡くなったとき ◆死亡届書 ※速やかに	○年金証書 ○加入者(保護者)の住民票 ○亡くなった方の住民票除票 (県内在住者は省略可)	
	☐	三重おもいやり駐車場利用証を持っている	◆利用証の返還	○亡くなられた方の駐車場利用証	
	☐	伊賀市障がい者等介護用品購入費助成資格がある	◆資格喪失届 ◆給付口座変更の届出	○届出人の本人確認書類 ○通帳等振込先口座がわかるもの	
	☐	ETC割引を利用している	◆ETC利用登録削除	○有料道路ETC割引登録係に 所定用紙を送付 (所定用紙は市役所の障がい福祉課でお渡します。)	有料道路ETC 割引登録係 ☎(045) 477-1233

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
こども	☐	児童扶養手当を受給している	児童扶養手当を受給している方が亡くなったとき ◆受給資格者死亡届 ◆未支払手当請求書 ※14日以内	確認したいことがあるので、こども未来課へお問合せください。 ○請求者の本人確認書類 ○請求者の通帳等振込先口座がわかるもの	【こども未来課】 本庁舎 2 階 4 番窓口 ☎(0595) 22-9677 【各支所】 (上野以外)
			児童扶養手当を受給している方と同居している方が亡くなったとき ◆児童扶養手当支給停止関係届 ※1ヶ月以内		
			児童扶養手当の対象児童が亡くなったとき ◆喪失届 ◆額改定届 ※1ヶ月以内		
	☐	児童手当を受給している	児童手当を受給している方が亡くなったとき ◆受給事由消滅届 ※1ヶ月以内 ◆未支払手当請求書 ※2年以内 ◆認定請求書 ※15日以内	確認したいことがあるので、こども未来課へお問合せください。 ○請求者の本人確認書類 ○未支払請求を行う中学生以下の児童の預貯金通帳 ○新たに受給者になる方(配偶者及び祖父母等の養育者)のマイナンバーのわかるもの ○新たに受給者となる方の預貯金通帳またはキャッシュカード	
			児童手当を受給している方の配偶者が亡くなったとき ◆個人番号変更等申出書 ◆氏名・住所変更届 ※14日以内		
			児童手当の対象児童が亡くなったとき ◆受給事由消滅届 ◆額改定届 ※1ヶ月以内		

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
こども	☐	特別児童扶養手当を受給している	特別児童扶養手当を受給している方が亡くなられたとき ◆死亡届兼未支払 手当請求 ※14日以内	確認したいことがあるので、こども未来課へお問合せください。 ○請求者の本人確認書類 ○請求者の振込口座がわかるもの (通帳、キャッシュカード等)	【こども未来課】 本庁舎 2 階 4 番窓口 ☎(0595) 22-9677 【各支所】 (上野以外)
			特別児童扶養手当受給者の扶養義務者が亡くなられたとき ◆特別児童扶養手当 支給停止関係届 ※14日以内		
			特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられたとき ◆喪失届 ◆額改定届 ※1ヶ月以内		
	☐	母子・父子・寡婦福祉 資金貸付を受けている	◆償還免除の申請 ※速やかに 貸付を受けていたひとり親 の連帯借受人または相続 人が貸付金を返済するこ とが難しい場合、手続きが できます。	確認したいことがあるので、こども家庭 支援課へお問合せください。 ○実印（連帯借受人）	【こども家庭 支援課】 本庁舎 2 階 3 番窓口 ☎(0595) 22-9609
税金	☐	市・県民税が課税され ている	◆代納者または送付先 の設定(変更) 非課税の方は手続き 不要です。	○届出人の本人確認書類 (相続人または相続人から委任 されている方) 口座振替・納付状況等は収税課へ お問合せください。(12ページ参照)	【課税課】 市民税係 本庁舎 2 階 7 番窓口 ☎(0595) 22-9613
	☐	市・県民税の申告をし ていない(該当者のみ)	◆申告 1月1日現在ご存命の 方は申告が必要となる 場合があります。 ※申告は、原則3月15日 までですが、以後も受付 可能	○届出人の本人確認書類 (相続人または相続人から委任 されている方) ○収入や控除内容がわかるもの (源泉徴収票等)	

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
税金	☐	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している（伊賀市ナンバー）	◆名義変更 ◆廃車 ※30日以内 ◆代納者の設定 （名義変更、廃車手続きに時間がかかるとき）	○標識交付証明書 （紛失の場合はなくても手続きは可能） ○ナンバープレート（廃車の場合のみ） ○届出人の本人確認書類 ○遺言書の写し （名義変更で相続人が受遺者の場合のみ）	【課税課】 市民税係 本庁舎2階 7番窓口 ☎(0595) 22-9613
	☐	三輪・四輪の軽自動車、125ccを超える二輪車を所有している	◆代納者の設定 （名義変更、廃車手続きに時間がかかるとき） ◆名義変更・廃車 16ページ参照	○届出人の本人確認書類 ○遺言書の写し （相続人が受遺者の場合のみ）	
	☐	固定資産がある	◆書類の送付先になる 相続人代表者の届出 ※4ヶ月以内	○相続人代表者の署名 ○遺言書の写し （相続人が受遺者の場合のみ）	【課税課】 資産税係 本庁舎2階 7番窓口 ☎(0595) 22-9614
	☐	未登記家屋がある	◆未登記家屋の名義変更（希望される方）	○相続人のうちの新所有者が記入 ○遺言書の写し （相続人が受遺者の場合のみ）	
	☐	口座振替をしている	◆口座振替の変更・停止の手続き	○変更：「伊賀市市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」を市内の金融機関または郵便局へ提出してください。 ○停止：収税課へご連絡ください。	【収税課】 本庁舎2階 6番窓口 ☎(0595) 22-9615
住宅	☐	市営住宅に入居している	契約者が亡くなれば同居の配偶者等が引き続き入居するとき ◆市営住宅入居承継承認申請 ※1ヶ月以内 契約者が亡くなれば市営住宅を返還するとき ◆市営住宅返還届 ※速やかに 契約者の同居親族が亡くなればとき ◆市営住宅同居者異動届 ※14日以内	個別の状況に応じてご案内します。 住宅課へお問合せください。	【住宅課】 本庁舎3階 19番窓口 ☎(0595) 22-9737

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
住宅	☐	住んでいる家が空き家になる	◆空き家活用相談 ◆空き家バンクの登録等	空き家対策室へご連絡ください。	【空き家対策室】 本庁舎 3 階 18番窓口 ☎(0595) 22-9676
ケーブルテレビ	☐	ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度を利用している	◆適用変更 ◆取下申請 ◆名義変更 ◆新規申請	確認したいことがあるので、秘書広報課へお問合せください。 ○印鑑 ○減免対象であることを証明するもの（障がい者手帳、証明書など）	【秘書広報課】 広聴広報係 本庁舎 4 階 2番窓口 ☎(0595) 22-9636 【各支所】 (上野以外)
犬	☐	犬を飼っている	◆飼い主の変更届 ※30日以内	○犬の鑑札、狂犬病予防注射済票等	【生活環境課】 本庁舎 2 階 10番窓口 ☎(0595) 22-9624 【各支所】 (上野以外)
農地	☐	農地を所有している	◆農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続された方)	法務局で相続登記完了後 ○登記完了証（写し） ○登記識別情報通知（写し）	【農業委員会事務局】 本庁舎 3 階 6番窓口 ☎(0595) 22-9720
森林	☐	森林を所有している	◆森林法第10条の7の2第1項の規定による届出（相続された方）	法務局で相続登記完了後 ○森林の位置を示す図面 ○登記完了証（写し） ○登記識別情報通知（写し）	【農林振興課】 本庁舎3階 5番窓口 ☎(0595) 22-9712
斎苑	☐	生活保護を受給している * 伊賀市斎苑を使用	◆伊賀市斎苑使用料減免申請(半額減免)	○伊賀市斎苑使用料の領収書 ○亡くなられた方の生活保護受給証明書(生活支援課で申請) ○申請者本人名義の預金通帳	【生活環境課】 本庁舎2階 10番窓口 ☎(0595) 22-9624

上下水道お客様センターでの手続き

項目	チェック	対象者	手続きの内容(※期限)	必要なもの等	【担当課】・受付窓口
上下水道	☐	水道を利用している	使用契約者が亡くなられた後も引き続き使用するとき ◆水道・下水道使用異動届 (使用者変更・名義修正・送付先) ◆給水装置所有権移転届 ◆振替口座の変更	○印鑑（新使用者・新所有者の署名があれば不要） ○振替口座の変更 「伊賀市水道料金及び公共下水道使用料口座振替依頼書兼廃止届出書」を市内の金融機関または郵便局へ提出してください。	上下水道 お客様センター ☎(0595) 24-0013 [住所] 〒518-0131 ゆめが丘7丁目 4-4
			使用をやめるとき ◆閉栓手続き	上下水道お客様センターへご連絡ください。	
	☐	下水道を利用している	◆下水道使用料人数割変更届出書 【ゆめが丘、青山地区は除く】		
			使用契約者が亡くなられた後も引き続き使用するとき ◆水道・下水道使用異動届 (使用者変更・名義修正・送付先) ◆戸別合併処理浄化槽住宅所有者変更届【青山地区】 ◆振替口座の変更	○印鑑（新使用者の署名があれば不要） ○振替口座の変更 「伊賀市水道料金及び公共下水道使用料口座振替依頼書兼廃止届出書」を市内の金融機関または郵便局へ提出してください。	
			使用をやめるとき ◆下水道使用中止手続き	上下水道お客様センターへご連絡ください。	

『 還付金詐欺にご注意を 』

還付金に関して、市から電話をかけたり、ご自宅を訪問することはありません。市役所職員を名乗り、還付金の電話やご自宅への訪問は詐欺を疑ってください。「キャッシュカードの暗証番号や口座情報を教える。お金を振込む。」は危険です。以上のようなことがあったときは、警察署または市役所の担当課へご連絡ください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

チェック	対象	主な手続き	必要なもの等	手続き先
☐	指定難病・特定疾患・小児慢性特定疾患の医療受給者証を持っている	医療受給者証等の返還等	保健所へお問合せください	伊賀保健所 ☎0595-24-8076 【住所】〒518-8533 伊賀市四十九町2802 三重県伊賀庁舎2階
☐	生命保険等	死亡保険金の請求、入院給付金等の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・死亡診断書など ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります	加入していた生命保険会社又は代理店
☐	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本など ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります	加入していた損害保険会社または代理店
☐	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明など ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります	各金融機関等
☐	株式等	名義変更	・亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明など ※証券会社等によって必要書類は異なります	証券会社等
☐	国債 (特別弔慰金等)	記名変更 償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑 ※国債の種類により必要な物は異なります。	償還金支払場所 または証券保管証書に記載の郵便局
☐	普通自動車	自動車税に関する こと及び名義変更等に関する こと	税金（自動車税）については、伊賀県税事務所へお問い合わせください	伊賀県税事務所 ☎0595-24-8020 【住所】〒518-8533 伊賀市四十九町2802 三重県伊賀庁舎1階
			普通自動車の名義変更等については、中部運輸局三重運輸支局へお問い合わせください ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします	中部運輸局三重運輸支局 ☎050-5540-2055 〈自動音声ガイダンス〉 【住所】〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割 1190-9

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

チェック	対象	主な手続き	必要なもの等	手続き先
☐	軽四輪及び二輪 (126cc以上)	名義変更または廃車	軽四輪は軽自動車検査協会三重事業所へ、二輪は中部運輸局三重運輸支局へお問合せください ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします 【上記代行受付】 伊賀自家用自動車協会 ☎0595-21-0280 名賀自家用自動車協会 ☎0595-63-0539	【軽四輪】 軽自動車検査協会三重事務所 ☎050-3816-1779 【住所】〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 【二輪】 中部運輸局三重運輸支局 ☎050-5540-2055 〈自動音声ガイダンス〉 【住所】〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-9
☐	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	上野税務署へお問合わせください	上野税務署 ☎0595-21-0950 〈自動音声ガイダンス〉 【住所】〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680
☐	不動産登記関係	土地・家屋等 移転登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等 ※津地方法務局伊賀支局へお問合せください	津地方法務局 伊賀支局 ☎0595-21-0804 【住所】〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117-1
☐	遺言書	検認・開封	自筆証書遺言書は家庭裁判所での検認が必要なため、開封せずに家庭裁判所にお申し出ください。申し出は被相続人の住所地の家庭裁判所です。 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	津家庭裁判所 伊賀支部 ☎0595-21-0002 【住所】〒518-0873 伊賀市上野丸之内130-1
☐	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。）	

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所以外で行う手続き）

チェック	対象	主な手続き	必要なもの等	手続き先
☐	固定電話 (NTT西日本)	契約継承・解約	事前にNTTへお問い合わせください ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄 (抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄 (抄)本の写し	☎局番なし 1 1 6 携帯からは ☎0800-2000116
☐	固定電話(NTT 西日本以外)	名義変更・解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	各契約会社
☐	携帯電話	名義変更・解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	各契約会社
☐	インターネット	名義変更・解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	各契約会社
☐	ケーブルテレビ	名義変更・解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	伊賀上野ケーブルテレビ(株) ☎0120-959-734 【住所】〒518-0835 伊賀市緑ヶ丘南町2332 (株)アドバンスコープ CATV SHOP ads ☎0120-82-3434 【住所】〒518-0775 名張市希央台5番町19 複合コミュニティ施設 Navarie(なばりえ) 1階
☐	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し手続きを行ってください	NHK津放送局 ☎059-229-3000
☐	電気・ガス料金 等	名義変更・解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	各契約会社
☐	クレジットカード	解約	契約会社に連絡し手続きを行ってください	各契約会社
☐	運転免許証	返納手続き	警察署に連絡し手続きを行ってください	伊賀警察署 ☎0595-21-0110 名張警察署 ☎0595-62-0110
☐	パスポート	返納手続き	旅券コーナーに連絡し手続きを行ってくだ さい	伊賀旅券コーナー ☎0595-24-8305 【住所】〒518-8533 伊賀市四十九町2802 三重県伊賀庁舎2階
☐	浄化槽管理	管理者の変更 手続き	浄化槽管理者変更報告書の届出	伊賀地域防災総合事務所 環境室 ☎0595-24-8078 【住所】〒518-8533 伊賀市四十九町2802 三重県伊賀庁舎3階

【市役所以外で行う手続きに必要な証明書等について】

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

【戸籍・住民票等の交付申請について】

- 戸籍の交付申請は本籍地で、住民票の交付申請は住所地での手続きが必要です。申請ができる人や委任状等の詳細については、事前にお問合せください。
- 亡くなられた人の戸籍は死亡事項の記載が完了してからの交付となります。記載完了の確認は本籍地の市町村へお問合せください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

住民課 ☎ 0595-22-9645

＜ 各 支 所 連 絡 先 ＞

伊賀支所	〒519-1416 三重県伊賀市新堂313-1 ☎0595-45-9104（戸籍・福祉担当）
島ヶ原支所	〒519-1711 三重県伊賀市島ヶ原4913 ☎0595-59-2053（戸籍・福祉担当）
阿山支所	〒518-1395 三重県伊賀市馬場1128-1 ☎0595-43-0333（戸籍・福祉担当）
大山田支所	〒518-1422 三重県伊賀市平田656-1 ☎0595-47-1151（戸籍・福祉担当）
青山支所	〒518-0226 三重県伊賀市阿保151-1 ☎0595-52-3227（戸籍・福祉担当）

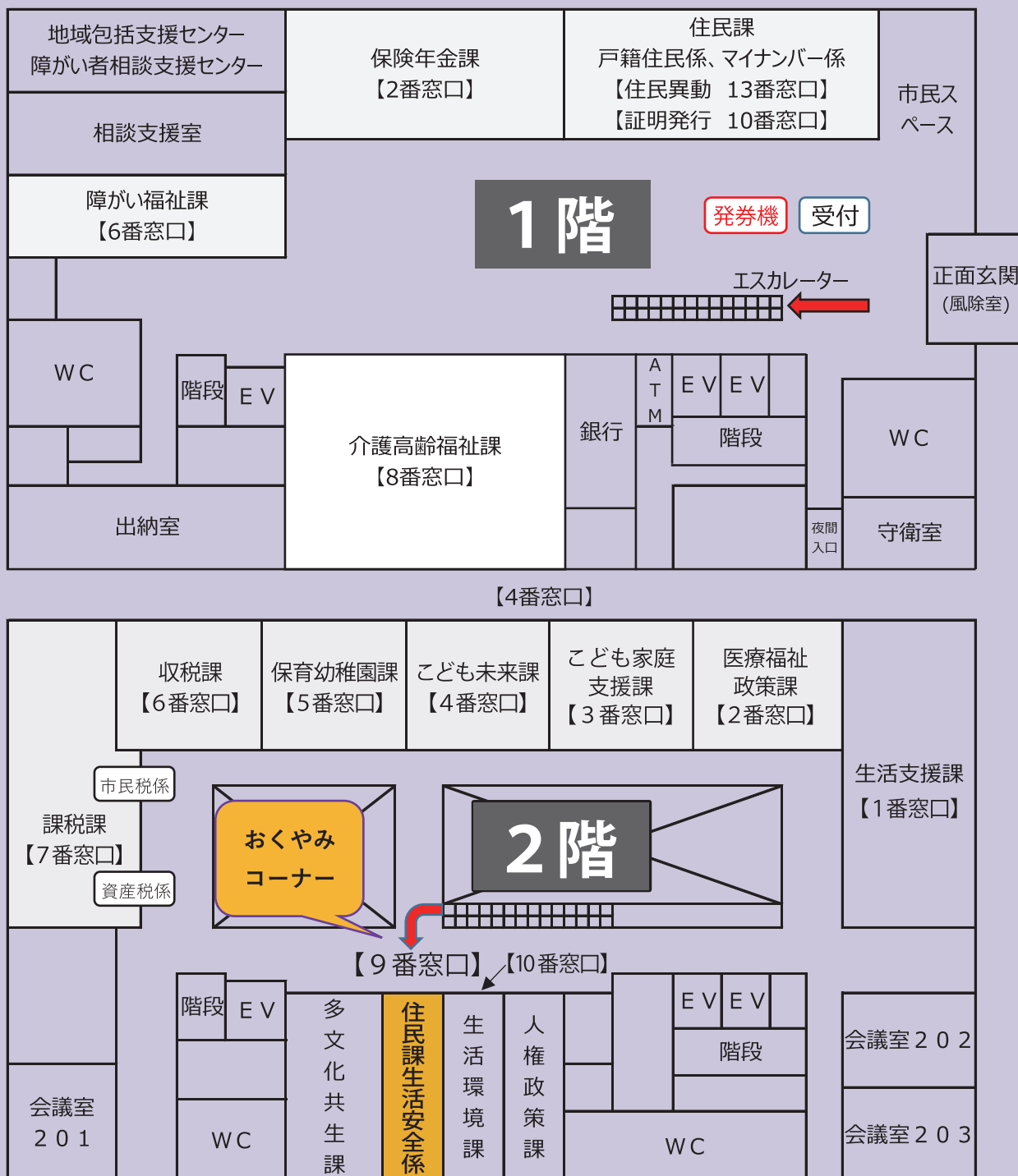
伊賀市役所 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184

※ 担当課の電話番号は手続き一覧に記載

『おくやみハンドブック』記載の担当課・受付窓口

伊賀市役所 1 階・2 階フロア案内図

※ 住民課・保険年金課・介護高齢福祉課は
発券機をご利用下さい。



3 階 …… 農林振興課【5番窓口】 農業委員会事務局【6番窓口】 空き家対策室【18番窓口】
住宅課【19番窓口】

4 階 …… 広聴広報係【2番窓口】